

建設工事競争入札に係る入札結果等の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互理名取共立衛生処理組合（以下「組合」という。）が行う建設工事の競争入札に係る入札結果及び随意契約等の公表に関する事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札結果等の公表)

第2条 入札結果の公表の対象は、競争入札に付したものとし、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに公表するものとする。

2 入札結果の公表の内容は、入札業者名、各入札業者の各回の入札金額、当該工事の予定価格及び契約の相手方並びに契約金額とする。

3 随意契約における公表の内容は、当該工事の予定価格及び契約の相手方並びに契約金額とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、前条に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供する方法、又は組合ウェブサイト（ホームページ）に掲載して行うものとする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

2 入札及び随意契約の結果については、落札決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表する。

3 閲覧に供する期間は、1年間とする。ただし、互理名取共立衛生処理組合の休日を定める条例（平成5年条例第1号）第1条に規定する休日を除く。

4 閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

(調査・設計の入札等の公表)

第5条 工事に付随する調査・測量及び設計の入札結果等の公表については、第2条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年12月25日から施行する。